

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係/日米協議委員会開催関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43732

新闻发表之事。

北洋第一洋行

沖縄＝南支 3 日米協議委員会
才 19 回会合後、共同新南遷表(案)

45. 4. 4. 米北 - ((左稿))

1. 沖縄＝南支 3 日米協議委員会。才 19 回
会合才、4 月 4 日 外務省 2 句催才 + F。

協議委員会才、日本側より參知外務
大臣、山中綱路長官才出席し、米國側より

マクニ駐日米國大使才出席才 + F. 沖縄
の準備委員会才、万、11、2 日米丙政府 ^{及代表}
_{各々}

才、高瀬大使、ラニー高等弁務官才同席才 + F.

2. 席上、日米双方才、沖縄の復帰準備才
及方才才、討議才、別紙の通りの復帰

準備才ための原則と指針を採択才。

3. さるに、日米双方才、復帰準備の ~~擇一~~

遂行のための便直立2月3日より、本土・沖縄間の渡航は1ヶ月の半径を出来た。簡素化

ト3=とお父さんとお母さんとお兄妹、日本政府と、
沖縄・関係当局者との協議会通じて、この結果は

父等の実情の措置と措方とは、竟意の一一致
となり。

沖縄・米国政府当局
二中は1月度(1.米12月例会)米国政府の
日本政府の希望と考慮(2)、(1)本土の1月例会
今後

議題(2)復帰準備に1月度(2)日本政府の
公開、目的をもつて沖縄は改進方策及び

(1)日本政府の1月例会の開催
2月1~2月例会と判断する範囲内(予定)
決定とし(3)

渡航者の沖縄入域は2月2日、数次に入域
許可を手元の^{1月2日}決定^{1月2日}旨述べ、同様に
日本側の措置を数回^{1月2日}旨述べた。

アメリカ局長
参考官
北米第一課長

参考官
北米第一課長

秘
無期限

沖繩に関する日米協議委員会
第19回会合後の共同新聞発
表(案)

昭和45年4月4日
アメリカ局北米第一課

1. 沖繩に関する日米協議委員会の第19回会合
は、4月 日外務省で開催された。

協議委員会には、日本側より愛知外務大臣、
山中総務長官が出席し、米国側よりマイヤー駐
日米国大使が出席したほか、沖繩の準備委員会
~~において日米両政府をおののおの代表する高瀬大
使及びランパート高等弁務官が同席した。~~

2. 席上、日米双方は、沖繩の復帰準備の進め方に
つき討議し、別紙のとおりの復帰準備のための
「原則と指針」を採択した。

口頭も附ふ

3. さらに日米双方は、復帰準備の遂行のための便宜を図るため、本土、沖縄間の渡航に関する手続をできるだけ簡素化することが必要であることを認め、日米両政府の関係当局者間の協議を通じ、そのために必要な措置を講ずることに意見の一致をみた。

これに連関し、米国側より、沖縄の米国政府当局は、今後(イ) ~~米国~~ 国会議員、(ロ)復帰準備に連関して日本政府が公用の目的をもつて沖縄に派遣する者及び(ハ)日米両政府の関係当局者間の協議を通じて定められる範囲内の民間渡航者の沖縄入域について、数次の入域許可を与える用意がある旨述べ、日本側 ~~が~~ ~~は~~ 米国側のこの措置を歓迎する旨述べた。

アメリカ局長

事務官

19日
午後

アラスカ
フリーダム

北米第一課長

大臣秘書官

事務次官

官房長

情文局長

外務審議官

官房統務課官

参事官

外務審議官

官房費託官

報道課長

国内広報課長
海外広報課長

外務大臣記者会見記録(4月20日午前10時)

(大臣) 日中の覚書貿易の実行についでは、昨日

手の用意について非公式見解以外には
外務大臣としてコメントすることは差し控え

たい。要するに、随分苦労され、覚書貿易が
できただることは結構で、"苦労されて"いたが、

その声明については、政府だけでなく日本国民
の相当の人達がどういうふうに受けとる

だらうというふことを考えてみただけで、あまり
多言を要しないだらう。結局、日本の誠意、

真意は、いつかはわかるだらうという以外には言えない。

主張めどる人達との

次に、スチエアートの定期協議について、
今日の年前と年後だけでは時間が足りず。

双方とももと話し合いたいことが五つあるが、
双方が一番関心を持つ問題については

は率直に意見交換ができた。そしてこの
定期協議を続けることで双方にとって

有効でありますことを認められ、来年は、
日取りは双方の合意するところとするが、

ロンドンでやることは合意した。

定期協議だから、他の具体的な問題

~~結~~

ついては論があるというやり方ではなく、従々
何が決ったというだけは何か、國際情

勢全般、特にアジア情勢中心に意見を交換した。
バイラテラルでは個人では交渉しているが、

貿易問題については双方が意見を述べた。
先方は、EECに入ること、参政権を持てない

子か、ウイスキーの自由化と関税の引き下げ
IFC始め、原則的に物の行き自由化の自由

化を目指してはいるといつ考へ方を持てない、こちらでは、EECとの関係で、
セーフ・ガードをやめさせたいとの原則論

を述べた。

(15). アジア情勢では中国問題が主となる。

(答)、中国問題も当然出る。更に、北朝鮮、イ
ンドネシアなども詳説された。先方は、やはり、

インドネシア、カンボジアなどを

等は非常に気が付いた。もちろんても、
ラオスについては英國が共同議長国という

責任を負う以上、もう少し英國が積極的
に緊張緩和の努力が行われるといふは

当然希望するところであります。

(句)、インドミナ問題については、英日と云う考え
といふことでは出てきなか。

(答)、具体的には仲々ない。英國の立場と
云ふは、ジエネウ会議といふことか、63年

から頭に取る記述だが、必ずしもそういうアーテ
ミラニエスコの小切手はない、しかし

皆が集まつた中で、~~ゲートガード~~^{英國}と
~~米ソ両国~~に、もと積極的動
じの

手をせなければいけないからと考へる。

外務省

うは感じをうけた。

明日、沖縄につひこの協議をやり、
返還準備につひこの基本方針を話し合ふ。】

これは、この内閣會議で決めてたうはとを
日米双方で更にアフターレンジするといふ

が中心だと思う。今、山中長官と大臣部
で話したところでは、渡航制限はつひこの

今日、ランパートが何をつひこしますか?
山下徳三の希望通りに決まります。

自分的には、施政権者の代表たるランパート
の方からやつた方がいいと考える。

つまり、離職者の手当増額は、二七五
やつた方がいいか、渡航制限は、返

還するか、生方でやつた方がいいと考える。

座席

6

後は、向接座席だが、これは、やけに日本
ニシキトガといふよりは、やゝ、先方に比座席か
アリ。

大きさをえるかも知れず! とにかく若干
時間がかかるかも知れぬ。

返還につけて予定通り、どんどん進ん
でいいと、言ひ返さないと思う。

(1) 向接座席も明日話し合われか。

(答) 明日は返還の基本方針とか、準備委に
付与仕事の割り振りとかが主題で、

向接座席につけて、正式議題に入り
うるまではないか、当然話題にはある。

これは~~生産話題~~双方とも前向玉ではあ
るが、結局は「一加レバ向處だ」。誰

が座席者に限るか、日本政府が「それは」

平エにはじまう小けだ。労幼三法とか、
争議権とか、争出の裁判权とか、双方

とも前回はあるが、それが万能業では
なく、何より勢いというものが大切、これが

かく、主駐労の人達があん程望んでいた
いふニヒダから、どうやらこれが前进だと

ゆからうをなすいたいけれど、本集
的問題で申す難い。

(問) 明日は ~~結論~~^結 論は出るか。

(答) 明日は未だ出ない。自分と之は、国会
でも言つるか、向う側か(結論か)によっ

どか、どう側かまだとか云はなく、
~~アコヤデテ~~ 9問題で、二つでいいと
手打

ゆニヒにすれば、両方が会合で合意した

この形式だけではなく、 $\gamma = \pm \alpha$ で、
双方の差は完全に一致します。

これは次のとおりです。
問題2あります。

記事資料(4) K.63

外務省情報文化局
昭和四十五年四月二十日

沖繩に関する日米協議委員会第十九回会合の開催について

沖繩に関する日米協議委員会の第十九回会合は、明四月二十一日（火）午前十時三十分より外務省において開催される。

なお、本委員会会合には、日本側から愛知外務大臣および山中総理府総務長官が、また、米側からマイヤー駐日米國大使が出席するほかランパート高等弁務官が同席する予定である。

沖縄に関する日米協議委員会
第19回会合後の共同新聞発表

昭和45年4月21日

1. 沖縄に関する日米協議委員会の第19回会合は、4月21日外務省で開催された。

協議委員会には、日本側より愛知外務大臣、山中総務長官が出席し、米国側よりマイヤー駐日米国大使が出席したほか、ランパート高等弁務官が同席した。

2. 席上、日米双方は、沖縄の復帰準備の進め方について討議し、別紙のとおりの復帰準備のための「原則と指針」を採択した。

復帰準備及び準備委員会の作業
のための原則及び指針

昭和45年4月21日採択

沖縄に関する日米協議委員会の第19回会合において、日米両政府は、昭和45年3月3日付けの愛知揆一外務大臣とアーミン・E・マイヤー駐日米国大使との間の交換公文に従い、沖縄の施政権の日本への返還のための準備のため及び準備委員会の今後の作業を律するための以下の原則及び指針につき合意した。また協議委員会が、追加的な原則及び指針を必要に応じ隨時策定することが合意された。

I 全般

1. 沖縄の復帰準備は、日本、米国及び沖縄の各当局の間の緊密な調整及び協議を経て行なわれるものとし、その際昭和44年11月21日の佐藤栄作総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明に定められた返還を達成するための協定の締結のために東京で行なわれる外交交渉の進展をも勘案する。

2. この準備作業を行なうにあたり、主として次の諸点を配慮する。

- (1) 沖縄住民の意見と希望を十分考慮して住民の福祉及び利益の向上を図り、また、社会、経済、商業の各分野において秩序と安定性のある移行を確保すること。
- (2) 返還の時までは、沖縄における米国の施政権がそのまま保持されること。
- (3) 返還後の施政権行使の準備のために日本政府が行なうべき多岐にわたる努力が、関係当局の協力を通じて、迅速かつ効果的に行なわれること。
- (4) 日米安保条約及びこれに関連する諸取決めを復帰にあたつて変更なしに沖縄に適用するための準備が行なわれる間、日本を含む極東の安全の面での沖縄における米軍の有効性が維持されること。

3. 琉球政府による実施を必要とする準備作業については、同政府は、日本政府が沖縄の米国当局との協力をえて提供する助言及び指導を含む必

要な援助を受けることができる。琉球政府に対する日本政府の援助は、那覇に設置される日本政府の沖縄・北方対策庁沖縄事務局を通じて行なわれる。

II 準備委員会

1. 準備委員会は、当初、次の任務を優先的にとりあげるものとする。
 - (1) 施政権返還前に解決すべき問題の所在を明らかにし、それらの問題に關し沖縄現地において処理すべきものの解決策を策定すること。これらの措置は、沖縄県の設置のため及び地位協定の沖縄への適用を容易にするため必要となるべき現地における準備並びに琉球諸島米国民政府の諸機能の適切な処理を含む。
 - (2) 沖縄の長期的な産業と経済の開発を考慮しつつ、施政権返還前に沖縄と本土との間の経済的及び社会的格差をできる限り是正するため必要な措置を策定すること。
2. 上記1の措置は、協議委員会の了承の下に、

準備委員会によつて確定される計画に従つて
実施される。

3. 準備委員会は、現地における日米両政府間の協議及び調整のための唯一の公的経路として、次の分野における手続を策定する。

- (1) 復帰準備の促進のため必要であると合意される情報をそれぞれの政府代表を通じて相互に提供すること。
- (2) 日本政府の調査団が復帰に関連する目的のために行なう沖繩の米国当局からの情報収集活動について調整すること。
- (3) 事業及び自由職業に従事する者を含む沖繩在住の非琉球人が復帰以前において日本政府の関係当局と相談することを可能にするための効果的な方法を定めること。

4. 準備委員会は、その事務を遂行するにあたり、同委員会の顧問である琉球政府行政主席の意見を十分考慮する。

5. 準備委員会は、協議委員会に対し、適当な間隔を置いてその活動に関する報告を行なう。

支那事務官署英文

Joint Press Release on the
19th Meeting of the Japan -

U.S. Consultative Committee
on Okinawa

(Draft)

April , 1950

I. The Nineteenth Meeting of the
Japan - U.S. Consultative Committee

on Okinawa was held at the
Ministry of Foreign Affairs on

April , 1950.

Foreign Minister Kiichi Aichi

and Director-General Sadanori
Yamanaka of the Prime Minister's

2

Office represented the
Japanese Government and

Ambassador Armin H. Meyer
represented the United States

Government. _____ was
also present.

2

7
P
1.
T

Joint Press Release
of
the 19th Meeting of
the Japan-United States Consultative Committee
on Okinawa

(Draft)

April 21, 1970

P
3.
L
T
13

1. The Nineteenth meeting of the Japan-United States Consultative Committee on Okinawa was held at the Ministry of Foreign Affairs on April 21, 1970.

At the meeting, Foreign Minister Kiichi Aichi and Director-General of the Prime Minister's Office Sadanori Yamanaka represented the Japanese Government and Ambassador Armin H. Meyer represented the United States Government.

~~General James B. Lampert, United States High Ambassador Taro Takase and General James B. Lampert, United States High Commissioner of the Ryukyu Islands, was also present at the meeting.~~

~~the Governments of Japan and the United States respectively~~

~~at the Preparatory Commission in Okinawa, were also present at the meeting~~

2. At the meeting, the Japanese and the United States sides discussed on how to carry out ~~the~~ preparatory work for the reversion of Okinawa to Japan and adopted the "Principles and Guidelines" for reversion preparations as given in ~~the~~ attached document.

~~Furthermore, both sides recognized that in order to facilitate the carrying out of preparatory work, it is desirable to simplify, to the extent possible, procedures required for travel between Okinawa and Japan proper, and agreed that necessary measures to this end be taken through consultations between the authorities concerned of the two Governments.~~

~~General Lampert drew attention to his announcement on April 20, 1968, that United States authorities in Okinawa are hereafter contemplating giving multiple entry permits for entry into Okinawa.~~

~~to (a) Diet members of Japan proper, (b) persons sent by the Japanese Government, (c) members of Japanese Diet, etc., the issuance of multiple entry permit to them.~~

Japanese Government for official purposes related to
reversion preparations and (c) ~~citizen~~^{other} of certain cate-

~~gories~~^{of travellers} which shall be determined through consultations
between the authorities concerned of the two Governments.

The Japanese side welcomed this policy on the part of the
United States Government.

The Japanese side welcomed this arrangement

Joint Press Release
of
the 19th Meeting of
the Japan-United States Consultative Committee
on Okinawa

April 21, 1970

1. The nineteenth meeting of the Japan-United States Consultative Committee on Okinawa was held at the Ministry of Foreign Affairs on April 21, 1970.

At the meeting, Foreign Minister Kiichi Aichi and Director-General of the Prime Minister's Office Sadanori Yamanaka represented the Japanese Government and Ambassador Armin H. Meyer represented the United States Government. General James B. Lampert, United States High Commissioner of the Ryukyu Islands, was also present at the meeting.

2. At the meeting, the Japanese and the United States sides discussed the preparatory work for the reversion of Okinawa to Japan and adopted the "Principles and Guidelines" for reversion preparations as given in the attached document.

PRINCIPLES AND GUIDELINES
FOR THE PREPARATIONS FOR REVERSION AND
THE FUNCTIONING OF THE PREPARATORY COMMISSION

ADOPTED APRIL 21, 1970

At the 19th meeting of the Japan-United States Consultative Committee on Okinawa, the Governments of Japan and the United States agreed, according to the Exchange of Notes of March 3, 1970, between Foreign Minister Kiichi Aichi and United States Ambassador Armin H. Meyer, on the following principles and guidelines for the preparations for the return of the administrative rights over Okinawa to Japan and for governing the future functioning of the Preparatory Commission. It was also agreed that the Consultative Committee would establish additional principles and guidelines as necessary from time to time.

I. GENERAL

1. The preparations for reversion of Okinawa are to be undertaken after close coordination and consultation by the authorities of Japan, the United States and the Ryukyu Islands, reflecting the progress of diplomatic negotiations in Tokyo for the conclusion of

an

an Agreement to accomplish reversion as set forth in the Joint Communique between Prime Minister Eisaku Sato and President Richard M. Nixon of November 21, 1969.

2. The prime considerations for this preparatory work are as follows:

- a) The welfare and interests of the inhabitants of Okinawa are to be promoted with full consideration to their views and aspirations; and orderly and stable transition in the social, economic and commercial fields is to be assured.
- b) The administrative rights of the United States in Okinawa will remain intact and unimpaired until the time of reversion.
- c) The complex efforts required of the Government of Japan in order to prepare for the assumption of administrative rights after reversion will be made with speed and effectiveness through the cooperation of the authorities concerned.
- d) While carrying out preparations to apply the Treaty of Mutual Cooperation and Security and related arrangements without modification to

Okinawa

Okinawa upon reversion, the effectiveness of the United States forces in Okinawa in terms of the security of the Far East including Japan is to be maintained.

3. With respect to preparatory works which require implementation by the Government of the Ryukyu Islands, that Government may accept necessary assistance, including advice and guidance, from the Government of Japan in cooperation with the United States authorities in Okinawa. The assistance of the Government of Japan to the Government of the Ryukyu Islands will be extended through the Okinawa Bureau of the Okinawa-Northern Territories Agency of the Japanese Government to be established in Naha.

II. PREPARATORY COMMISSION

1. The Preparatory Commission initially shall give priority to the following tasks:

a) Identification of problems to be solved before the return of the administrative rights and the devising of measures to solve such problems as are to be dealt with in Okinawa; the measures including, inter alia, local preparations as

necessary

necessary to establish the Okinawa Prefecture and to facilitate the application to Okinawa of the Status of Forces Agreement, as well as disposition, as appropriate, of the functions of the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands.

b) Taking into consideration the long-term industrial and economic development of Okinawa, devising of measures necessary to minimize as much as possible economic and social differences between Okinawa and Japan before the return of the administrative rights.

2. The measures referred to in paragraph 1. above shall be implemented, according to schedules to be decided on by the Preparatory Commission, pursuant to approval of the Consultative Committee.

3. The Preparatory Commission, as the sole official channel for local consultation and coordination between the Governments of Japan and the United States, shall establish procedures in the following fields:

a) Supplying to each Government through their respective representatives information agreed as necessary for the promotion of the preparations for reversion.

b)

b) Coordination of information-gathering activities by official Japanese Government missions from authorities of the United States in Okinawa for purposes relating to reversion.

c) Providing for effective means by which non-Ryukyuans residents, including businessmen and professionals, of Okinawa can consult with the appropriate authorities of the Government of Japan prior to reversion.

4. The Preparatory Commission in the course of its work shall take fully into consideration the views of the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands in his role as adviser to the Commission.

5. The Preparatory Commission shall report on its activities to the Consultative Committee at appropriate intervals.

午後六時

アメリカ局長

参事官

北米オ一課長

午後七時

午後八時

日本協議委員会開催の件

陳述主席の説明

45.5.6
米北一

4月21日午後。日本協議委員会にて、

「原則と措置」が採択されたことについて

総理政府官房行政事務室 第156号 45.5.6

説明文書を1枚、~~写~~ 送付

5月6日

總1本のみ 印多参考。

本日午後二時四日米協議會員会
第九回會合に於て、付託の事務
津浦太郎・津浦季良・作業のたと
の原則を定められ、標準工事
の中止・復帰津浦の全般的
性を述べ、当面の取扱い方
指掌統の決定を以て手続
津浦委員会は、この原則と附
記二点と具体的行動に入
る。第一點は、中止の理由
布告と、第二點は、中止の原因
相手の代理者による同一
手續を経て、津浦の手續
が行はれる事である。

行を條件とする、第2・手続書
第三回の件は、本件に准ずる事と
合意の事と承認する所である。
○本件の取扱いは、本件の取扱い
の件と同一の手續を用ひる。
手續書(手續書)は、本件の手續書
と並べて、本件の手續書と同一の
手續の手續を用ひる。手續書は、
本件の手續書と同一の手續を用ひる。
手續書は、本件の手續書と同一の
手續を用ひる。

一般情報報

一目 次

第 89 号

昭和 45 年 4 月 21 日

1. 愛知大臣記者会見（20日、日英定期協議の後）
2. 大蔵省新聞発表（20日）
 - 為替管理手続の簡素化等
3. 一面トップ記事（20日夕刊）
4. 歐亜局ブリーフ（20日）
 - 第 8 回日英定期協議
5. 愛知大臣定例記者会見（21日）
6. 沖縄に関する日米協議委員会第19回会合後の共同新聞発表（付、復帰準備及び準備委員会の作業のための原則及び指針）（21日）
 - 日中共同コミュニケに関する官房長官談話（21日）
7. 一面トップ記事（21日朝刊）

情報文化局報道課

1. アイテ大臣記者会見（20日）

（大臣） 日中の通商貿易の関係については、昨日予め用意していた非公式見解以外には外務大臣としてコメントすることは差しひかえたい。要するに、随分くびられ、通商貿易が出来たことは結構で、ごく発表でしたが、その声明については、政府だけでなく日本国民の都合の人達がどういうふうに受けとるだらうということを考えてみただけで、あまり多言を要しないだらう。結局、日本の誠意、真意は、いつかはわかるだらうという以外には言えない。

次に、ステュアート君はじめとする人達との定期協議については、今日の午前と午後だけでは時間が足りず、双方とももつと話し合いたいことがあつたが、双方が一番同心をもつ問題についてはそつて直な意見交換ができた。そして、この定期協議を続けることが双方にとって有益であることが認められ、来年は、自取りは双方の合意するとこどもあるが、ロンドンでやることに合意した。

定期協議だから、1つの具体的問題について紛論が出来るというやり方ではなく、先づ何が決つたということはないが、国際情勢全般、特にアジア情勢を中心にして意見を交換した。ペイラテラルな面では、交渉ではないが、貿易問題について双方が意見を述べた。先方は、EUのに入るという考え方をもつているが、ウイスキーの自由化と貿易の引下げ

はじめ、原則的に物および資本の自由化を互に進めていきたいという考え方をもつております。こちらでは、亞西との関係で、セーフ・ガードをやめるべきだと原則論を述べた。

(問) アジア情勢では中国問題が出たか。

(大臣) 中国問題も当然出た。更に、北朝鮮、インドシナについても話し合つた。先方は、やはり、インドシナについても、カンボディアがどうなるか等非常に気にしていた。こちらとしても、ラオスについては英國が共同議長國という責任を負つている以上、もう少し積極的に緊張かん和に努力してくれることは当然希望するところである。

(問) インドシナ問題について、英國としてこう考えるというところは出てきたか。

(大臣) 具体的にはなかなかない。英國の立場としては、ジュネーヴ会談ということが、6.3年から頭にある課だが、必ずしもそういうアフオーミラにとどまるわけではない。しかし、みなが信つて、その中で、大國としての米ソ両国に、もつと積極的動きをさせなければいけないと考えているような感じをうけた。

明日、オキナワについての答説があり、返かん準備についての基本方針を話し合ひ。これは、この間、内閣で決

めたようなことを日米双方で更にアクション化するということを中心だと思う。今、山中長官とも電話で話したところだ。渡航制限については、今日、ランパートが何かいつているはずだが、これは彼らの希望していたことであり。自分としては、施政権者の代表たるランパート氏の方からやつた方がいいと考えている。

つまり、障害者の手当増額は、こちらでやつた方がいいが、渡航制限は、返かんまでは、先方でやつた方がいいと考えている。

後は、間接雇用ですが、これは、やはり、日米合同というよりは、~~心~~先方に比重が大きいといえるかも知れず、とにかく、若干時間がかかるかも知れない。

返かんについては予定通り、どんどん進んでいるといつて言い過ぎではないと思う。

(問) 間接雇用よりも明日話し合われるか。

(大臣) 明日は返かんの基本方針とか、準備会に対するし事の割り振りとかが主題で、間接雇用については、正式議題に入っている筈ではないが、当然話しには出る。これは、双方とも前向きではあるが、結局はリーガルな問題だ。それが雇用法になるか。日本政府がなれば、本土になつてしまふわけだ。労働三法とか、争議権とか、それについての裁判権とか、双方とも前向きではあるが、それが

万能やくではなく、やはり弱いというものがあつて。とくにかく、全障害の人達があれ程望んでいることだから、そういうことが前兆したというかつらうをつけたいのだけれど、本質的問題でなかなか難しい。

(問) 明日に結論は出るか。

(大臣) 明日はまだ出ない。自分としては、国会でも言っているが、向う側が(結論が)出ないとか、こちら側が出ないとかではなく、手続きの問題で、これでいいということになれる。両方が会って、合意したという形^でこれがいい現で、そこまで双方の気持は完全に一致しているのではあるが、本当にリーガル・テクニカルな問題である。

2. 大蔵省新聞発表(20日)

○為替管理手続の簡素化等

政府はかねてから為替管理手続の簡素化をはかつてきただが、今回さらにこれを一段と簡素させるため、貿易外取引の管理に関する省令及び内規通りようを改正することとした。

本改正は5月1日より実行する。

(参考)

改正の要旨

いては一致をみた。英は日・日英のどの程度話し合いを進めているかに关心を示していた。

5. アイチ大臣定例記者会見(2/1日)

(大臣) 今日の閣議では、私から、エカフエの出張、今日の日米協議委、東京条約、日英協議の4つについて簡単に報告しておいた。エカフエについては、既にお話し済みて特に申し上げることはない。日米協議委については、こういう議題でこれからやること、また、渡航制限のかん和について述べ了承された。

東京コンベンションについてはいよいよ批准に決り、その手続をとることにし、さらに、1月にハーグで行なわれる会議においてもよりよき内答のものができるよう日本側としても努力したい旨述べておいた。

日英協議の関係では一応スムーズに終つたが、通産・大蔵に対し、ペイラテラルな日英貿易上の問題で、例えば毛の取り扱い、ウイスキーの取り扱い等、また、こちらからいえばセーフ・ガードの撤廃というような問題について、双方の気持が大体合つてきたので、いよいよづめの段階に入るだろうからよろしくと述べ、通産大臣は了承、大蔵大臣も今日スチュアートに会うので話を聞いてみようということであつた。

日中の貿易に関連した覚書については、政府としても関心をもたざるを得ず。軍国主義とか、オキナワはペテンとかについてきよく解もなはだしい。そういうことについて今まで総理の委員会での発言、外務省の非公式見解、官房長官の談話、応答ぶり等については全閣僚一致して支持するが、今日が声明後最初の閣議なので、あらためて全体の統一された思想をとりまとめ、官房長官より、会見て話すことになった。その要点は、平和憲法の下でたゆみなく歩みを続けてきているわが国の主体的立場に対して、軍国主義とは何事か、また、オキナワの復帰を本土のオキナワ化ということは真相を知らざるものであり、全国民の願望によつてこそ終り、本土なみで返かんが実現することになつたものであるといふことである。あと、閣議の問題としては、航空機乗取りについての法律案、本質おどく、春闘の経過報告等があつた。

〔6〕 オキナワに関する日米協議委員会第19回会合後の共同新聞発表（2/1）

〔6〕 オキナワに関する日米協議委員会の第19回会合は、4月21日外務省で開催された。

協議委員会には、日本側よりアイチ外務大臣、山中総務長官が出席し、米国側よりマイヤー駐日米國大使が出席し

たほか、ランパート高等弁務官が同席した。

2. 唇上、日米双方は、オキナワの復帰準備の進め方につき討議し、別紙のとおりの復帰準備のための「原則と指針」を採択した。

○復帰準備及び準備委員会の作業のための原則及び指針

(2/日採択)

オキナワに関する日米協議委員会の第19回会合において、日米両政府は、昭和45年3月3日付けのアイチ・キイチ外務大臣とアーミン・R・マイヤー駐日米国大使との間の交換公文に従い、オキナワの施政権の日本への返かんのための準備のため及び準備委員会の今後の作業を律するための以下の原則及び指針につき合意した。また、協議委員会が、追加的な原則及び指針を必要に応じ隨時策定することが合意された。

Ⅰ 全般

1. オキナワの復帰準備は、日本、米国及びオキナワの各当局の間の緊密な調整及び協議を経て行なわれるものとし、その際、昭和44年11月21日のサトウ・エイサク総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明に定められた返かんを達成するための協定の締結のために東京で行なわれる外交交渉の進展をもかん案する。

2. この準備作業を行なうにあたり、主として次の諸点を配慮する。

(1) オキナワ住民の意見と希望を十分考慮して住民のふくし及び利益の向上を図り、また、社会、経済、商業の各分野においてちつ序と安定性のある移行を確保すること。

(2) 返かんの時までは、オキナワにおける米国の施政権がそのまま保持されること。

(3) 返かん後の施政権行使の準備のために日本政府が行なうべき多きにわたる努力が、関係当局の協力を通じて、びん速かつ効果的に行なわれること。

(4) 日米安保条約及びこれに関する諸取決めを復帰にあたって変更なしにオキナワに適用するための準備が行なわれる間、日本を含む極東の安全の面でのオキナワにおける米軍の有効性が維持されること。

3. リュウキュウ政府による実施を必要とする準備作業については、同政府は、日本政府がオキナワの米国当局との協力をえて提供する助言及び指導を含む必要な援助を受けることができる。リュウキュウ政府に対する日本政府の援助は、ナハに設置される日本政府のオキナワ・北方対策庁オキナワ事務局を通じて行なわれる。

二 準備委員会

1. 準備委員会は、当初、次の任務をゆう先的にとりあげ

るものとする。

(1) 施政権返かん前に解決すべき問題の所在を明らかにし、それらの問題に関しオキナワ現地において処理すべきものの解決策を策定すること。これらの措置は、オキナワけんの設置のため及び地位協定のオキナワへの適用を容易にするため必要となるべき現地における準備ならびにリュウキュウ諸島米国民政府の諸機能の適切な処理を含む。

(2) オキナワの長期的な産業と経済の開発を考慮しつつ、施政権返かん前にオキナワと本土との間の経済的及び社会的格差をできる限り正するために必要な措置を策定すること。

2. 上記(1)の措置は、協議委員会の了承の下に、準備委員会によつて確定される計画に従つて実施される。

3. 準備委員会は、現地における日米両政府間の協議及び調整のためのゆい一の公的経路として、次の分野における手続を策定する。

(1) 復帰準備の促進のため必要であると合意される情報をそれぞれの政府代表を通じて相互に提供すること。

(2) 日本政府の調査団が復帰に関する目的のために行なうオキナワの米国当局からの情報収集活動について調整すること。

(3) 事業及び自由職業に従事する者を含むオキナワ

在住の非リュウキュウ人が復帰以前において日本政府の関係当局と相談することを可能にするための効果的な方法を定めること。

4. 準備委員会は、その事務を遂行するにあたり、同委員会の顧問であるリュウキュウ政府行政主席の意見を十分考慮する。

5. 準備委員会は、協議委員会に対し、適当な間かくを置いてその活動に関する報告を行なう。



7. 日中共同コミュニケに関する官房長官談話

政府は21日の閣議で、日中覚書協定と政治会談共同コミュニケについて意見を交換。これについての政府見解ともいふべき保利官房長官談話を次のとおり発表した。

1. 日中覚書協定とこれに関する発表された共同声明に

対し、政府として関心を払わざるきえない。とくに日本において軍国主義復活の情勢にあるとの点については。戦後25年、政府、國民あわて平和憲法のもと、平和國家へのたゆみない歩みを続けてきたことをあまりにも理解していない。

1. 昨年秋の日米共同声明で、韓國、台灣、など至近地域について、日本の安全確保のため、関心を表明するのは当然のことである。とくに”本土のオキナワ化”などという声明の表現は、核ぬき本土なみ返かんを主張してきた政府・國民のひ願とこれにこたえた米国の真意をまげること、はなはだしいといわざるきえない。

1. 政府はこんごとも、平和國家建設の内外の基本政策を変える考えは全くない。

2. 一面トップ記事（2/1日朝刊）

朝日一「防衛庁、46年度の防衛計画立案のための基本方針まとめる。（1）わが国独自の戦略戦術構想のもとに自主体制を強める。（2）空と海の体制強化（3）情報収集能力もじゅう実（4）自衛隊による米軍基地の自主管理をすすめる」などが重点項目」

毎日、サンケイ、東京一「社党大会、反戦グループのほう書にそなえ全代議員を会場内にカンヅめにして深やまで審議、運動方針案で左右両派が攻防。人事でも激しい票固め

陳亮一「北京発共同ニソジヤマアイイテロウ氏の再訪訪中の申し入れに対し、中國側は好意的な態度を示し、岡氏がことし秋ごろ北京を再び訪れることが確定」

日經一「通商省、システム商業時代へ新政策、企划グループを育成。開放經濟下で『核』として進行」

社説

米軍の有効性維持 準備委の「指針」に対する疑点

復帰準備委員会の作業をすすめる上、「原則と指針」が、このほど日本協議委員会で決まった。この原則と指針は、いわば準備委の仕事の範囲を示す大ワクであるといふ。日本協議委の下部組織として、現地の沖縄に設けられた準備委は、復帰に関する問題を討議するにあたって、その原則と指針に従って活動することになつておる。今まで指示待ちのかたちだったわけだが、これによら準備委は本格的作業を開始することになる。

「原則と指針」は、その全般の項目で、まず復帰準備が日米間に結ばれた返還協定とはまったく別のものであることをはつきりさせた上で、作業の重要なポイントとして数項目を示してくる。その第一は、沖縄住民の意見と希望をじゅうぶん考慮して、住民の福祉と利益の向上をはかるなどを真っ先にうたう。ついで、返還

までの米軍の施政権はそのまま保持されることが、極東の安全の面で米軍の有効性は維持されることをあげてある。されど、社会、経済、商業の各分野において、秩序と安定性のある移行措置をとるよう強調、準備委の当面の任務として、施政権返還前に対応すべき問題の処理、本土との格差は正に必要な措置の策定などを列举している。

沖縄の提案の道は

指針は文字通り指針で、こまかい具体的な問題にはふれていない。どうことは復帰に関する問題なら、第一は、沖縄住民の意見と希望をじゅうぶん考慮して、住民の福祉と利益の向上をはかるなどを真っ先にうたう。ついで、返還

までの「原則と指針」をもとめ、「原則と指針」をじゅうぶん考慮する」と述べている。沖縄側の反応を非常に気にしてくる背景の事情がありありとうかがえる。

まさに米国の施政権はそのまま保持されること、極東の安全の面で米軍の有効性は維持されることをあげてある。されど、社会、経済、商業の各分野において、秩序と安定性のある移行措置をとるよう強調、準備委の当面の任務として、施政権返還前に対応すべき問題の処理、本土との格差は正に必要な措置の策定などを列举している。

実際には、米軍の有効性維持のために、準備委の活動範囲がはなはだしく制限をうけることが、あり得るとみなければならない。これは、基地に関する問題のほんの一例である。こうじうただぐいの問題が、「米軍の有効性維持」にふれるとこうことで、準備委への提案の道をすべてふさがれるとなると、わたしたちが準備委にかけた期待は半減するどころか、まるで台なしになってしまつ。準備委の設置が、昨年十一月の日

でもっとも重視すべき要素をふくんでいたのである。つまり、準備委が、その事務を遂行するにあたり、主席の意見をじゅうぶん考慮する」と述べている。沖縄側の反応を非常に気にしてくる背景の事情がありありとうかがえる。

まさに米国の施政権はそのまま保持

されること、極東の安全の面で米軍の有効性は維持されることをあげてある。されど、社会、経済、商業の各分野において、秩序と安定性のある移行措置をとるよう強調、準備委の当面の任務として、施政権返還前に対応すべき問題の処理、本土との格差は正に必要な措置の策定などを列举している。

日米合意への疑惑

具体的な問題にはふれていない。どうことは復帰に関する問題なら、第一は、沖縄住民の意見と希望をじゅうぶん考慮して、住民の福祉と利益の向上をはかるなどを真っ先にうたう。ついで、返還

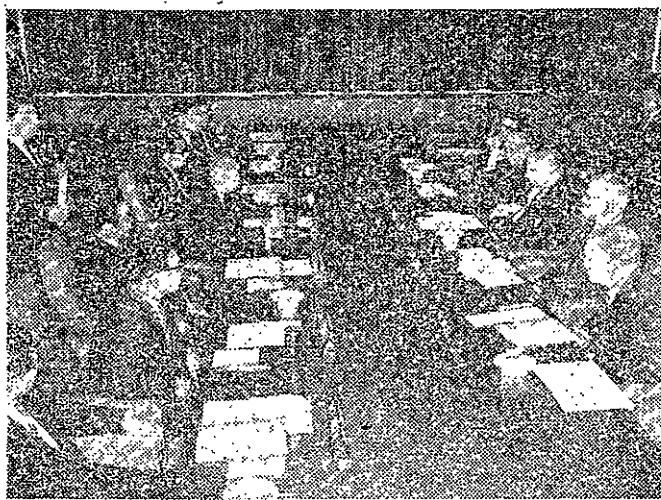
までの「原則と指針」をもとめ、「原則と指針」をじゅうぶん考慮する」と述べている。沖縄側の反応を非常に気にしてくる背景の事情がありありとうかがえる。

まさに米国の施政権はそのまま保持されること、極東の安全の面で米軍の有効性は維持されることをあげてある。されど、社会、経済、商業の各分野において、秩序と安定性のある移行措置をとるよう強調、準備委の当面の任務として、施政権返還前に対応すべき問題の処理、本土との格差は正に必要な措置の策定などを列举している。

まさに米国の施政権はそのまま保持されること、極東の安全の面で米軍の有効性は維持されることをあげてある。されど、社会、経済、商業の各分野において、秩序と安定性のある移行措置をとるよう強調、準備委の当面の任務として、施政権返還前に対応すべき問題の処理、本土との格差は正に必要な措置の策定などを列举している。

まさに米国の施政権はそのまま保持

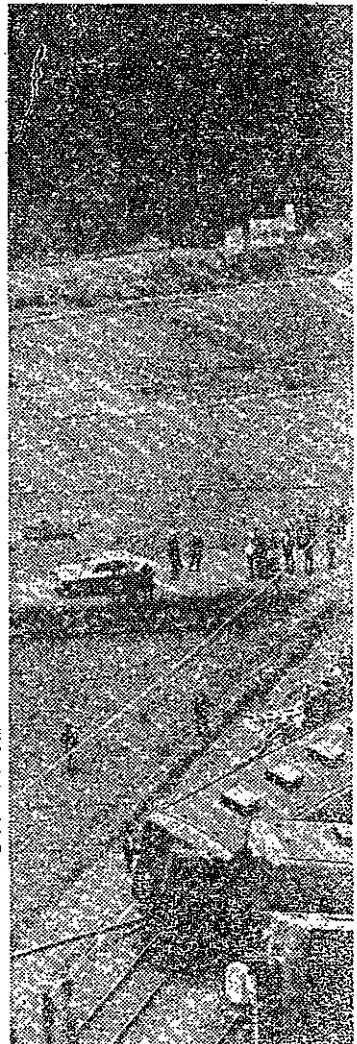
昭45.4.21 每日新聞(午刊) 2面



この日決まった「原則と指針」
は、沖縄現地に駐された復帰準備委員会の任務を
具体的に定めたものだが、今後
必要に応じて追加的な原則と指針

として具体的な準備作業に当た
つては沖縄住民の意見と希望を
十分踏まえ、住民の福祉と利益を
向上をはかり、社会、経済、商業
の各分野で、秩序と安定性のある
移行を確保することを趣旨とする。

沖縄に関する日米協議委員会である
さつする愛知外相(左側手前か
ら四人目)



躍ることを確認してこい。

日本両政府間の協議と調整のため
の確実の公的経路とする。

統じて復帰準備委員会の任務と
性格について、わが次のようだ

一、準備委員会は、その業務を
規定してくる。

二、準備委員会は、当初次の任務
をもつて、當初次の任務

一、準備委員会は、當初次の任務
をもつて、當初次の任務

規定期間内に、その業務を
遂行するにあたり、同委員会の運

営するにあたり、同委員会の運
営するにあたり、同委員会の運

営するにあたり、同委員会の運
営するにあたり、同委員会の運

営するにあたり、同委員会の運

営するにあたり、同委員会の運

丽山. 4. 21 蒲壳新雨 7时 (2角)

住民の意見尊重

米基地問題など扱わず

井上に於ける「田畠議論委員会」の第十九回会合は十一月二日午前十時三十五分から外務省で開かれ、沖縄の施設権返還のための草案手稿の審議が行なわれ、部長として出席した。この問題は、元々内閣の閣議で決議されたものであるが、内閣は、外務省の主張を支持する立場である。

等をもつて、指揮官などと合意した。同日の臨時閣議令では日本側から
山口義理外相、山中絲路長官、米澤はマイヤー駐日大使、ランバーハー
下浦義雄等が出席（オブザーバー）が出席、同日の会議により連
絡の復帰作業は具体化に向かって動き出すことになった。

雇用問題解決急ぐ

日米協議委員会、左日本側は手前2人目から山中総務長官、愛知外相、右米側は手前からランパート高等弁務官、マイヤー大使

この日に協定では、まず「原則」と指針、を決定したあと、日本側から山上中綱総長官が先月沖縄復帰交渉賃金問題で決定した政府の沖縄復帰対策大綱を、文部省外相が現在国会で審議中の復帰準備委員会の日本政府代表事務所設置法案の内容をそれぞれ説明し、ほんと外相から沖縄復帰の問題審議官府主席(顧問)の発言が十分考慮されよう米側に譲渡した。

賃金が回復した復帰準備委員会が開催され、「現行行なわれている復帰準備委員会の話し合いを精力的に推進して、できるだけ早く沖縄の基礎労働者の雇用問題を解決する」ことの確認した。

（復讐金問題）一、沖繩の復讐金
備註：日本ややむ沖繩の答應の
間の緊密な接觸および密談を経て
行なわれるものとし、返還協定締
結のために東京で行なわれる外交
交渉の進展をも勘案する。
一、（1）の準備作業を行なうもの
たり、主として次の諸点を配慮す
る。①沖縄住民の意見と希望を十
分考慮して住民の福祉および利益

士との経済、社会的格差を是正する
方針を含む。上述の問題は、開拓地の開拓と、
開拓地を考慮しつつ、返還前に

午後二時頃の浴場で、鶴見が反駁められ、
「お前が立場を主張したが」と、
の談話が発表された。

[A faint, illegible signature or mark is present here.]

【主席語】本編の序文

間隔をおいて活動報告を

的な方法を走る。

これらは日本米穀調査團の報告書によれば、
本政府が當國に輸出する。
一の公的路線として、次
における手続を規定す。
本政府が當國に輸出する。
本政府が當國に輸出する。

昭45.4.21 日本経済新聞 夕刊 (4面)

外相、山中綱彦長官、米側マイヤー駐日大使のほかランパート高等弁務官が同席して開かれた。この会合では三月に日米間で取りかわした交換公文としてたがて、沖縄の施政権返還準備と準備委員会の今後の作業のための「原則」と「指針」を含意した。

これによると、原則と指針は「金般」と「道幅委員会」の二章から成り立つ。【金般】ではまず「沖縄の運営準備は日米双方の緊密な調整、協議を経て行ない、返還協定締結のため東京で行なわれる外交交渉の運営をも勘案する」ことを前提としている。そこで準備作業を進めるに当たっては沖縄住民の資質や希望を尊重する②返還時並びに沖縄の米國施政権を保持する③日本平定保條約これらに関連する取り決めが特に重要に當たり、沖縄住民の資質や希望を尊重する④返還時並びに沖縄の米國施政権を保持すること——などとしている。また琉球政府に対する日本政府の接觸は時半すぎの外務省と日本側は頻繁に連絡する取り決めが特徴に當たり、琉球政府に対する日本政府の接觸は時半すぎの外務省と日本側は頻繁に連絡する取り決めが特徴である。

〔「ワイン二千日 A.F.P.」時
空〕オーストラリア社説は「二十
夜、クライスキー党首を眞似す
る眞似組織に苦心切った。オース
トリアの第二共和国が終足して以
来社会競の羣衆内閣が出来るのは
これが初めて。これならわが社会
党は国民党との連立工作を進めて
いたが不調に終わつた。新内閣の
おもな特徴は次の通り。

「あの子……いつかの子だわ」
「わくわくしたとて腰を下した。
政治家を宿志が過ぎてがめだ。ふ
りぬいてるで、彼のほらの意外な
表情になつた。

「君 知りしる、彼……。」
「君はくわいだによつた腰で、
腰筋がひびいた。

「わいいじね」

昭 45. 4. 21 東京新聞 ウチ 2面

本土との格差是正など

田一米
協議会 沖縄復帰委できめる

沖縄が戻る田米協議会 安寧すべきことのなかで、ヒトドリ
の第十九回会合が十一日午前十時から外務省で開かれ「沖縄を復帰する問題が行なわれ
る間、日本を含む東洋の安全面での復帰論やむは連絡委員会の作
業のための原則と指針」を決めた。沖縄における米軍的有效性が確
た。それにより、沖縄の復帰論を持たねばならない。沖縄の復帰論の実現やむは連絡委員会の作
業のための原則と指針を決めた結果、沖縄の復帰論が実現され、社会はマヤー駐日大使、ランバート
の指揮下に西の連絡委員会の連絡の是正——を達成せざつ。高官弁務官が出席、愛知外相は
上の方に立たないでいる。あたは連絡作業をすすめる所だつて
【全般】 1、沖縄の復帰問題は
田米および沖縄の問題を統括するための連絡委員会で行なう。そのうち昨年
十一月の臨時・二回目共に開催された定められた連絡委員会のため
で開催した。

【全般】 1、沖縄の復帰問題は
田米および沖縄の問題を統括するための連絡委員会で行なう。そのうち昨年
十一月の臨時・二回目共に開催された定められた連絡委員会のため
で開催した。

向を十分尊重してはしない」とい
べ、米側がこれを受け取った。
この点と日米双方の注視の米軍
労働者の雇用問題について話し合
った結果、沖縄前に公職選舉用に
移すものと西の連絡委員会が連絡を
持たねばならないことを決めていた。
この日の連絡会では、日本側が
沖縄復帰やむは連絡委員会の原

および連絡委員会の今後の作業を
律するたゞ、以下の原則と指針にて実施した。

①施政権返還前に解決すべき問題
の所在を明らかにして、沖縄復帰で
り、次の諸点を配慮する。(1)沖縄
在民の意見を尊重して、生國の復
帰後は、施政権返還前に沖縄と本土間の連
絡を向上を図り、社会、経済、文化、財
政、社会的格調などの間の是正
を図ること。(2)沖縄の秩序と安定性のあり方
を行な確保する。(3)沖縄と日本米
の連絡をはかりて、連絡する問題を決
めを実現しなたりたま直ちに沖縄
に適用するための準備が行なわれ
を十分考慮する。

【連絡委員会】 1、連絡委員会
の存在を明らかにして、沖縄復帰で
て國政府は日本政府の助言、指導
を得て必要な援助を受けねばなら
ず。

【連絡委員会】 1、連絡委員会
は開催される年の秋をもとめ、東京で行なわれる外交交渉の進度
に随意に開催される。

1、連絡作業を行なうとあた
り、次の諸点を配慮する。(1)沖縄
復帰前に公職選舉用に移すものと
西の連絡委員会が連絡を持たねば
ならないことを決めていた。

この日の連絡会では、日本側が
沖縄復帰やむは連絡委員会の原
則と指針の採択つまらぬか。

沖縄を復帰する田米協議会第
十九回会合で、田米閣僚府は沖縄
施政権の日本返還のための連絡

昭 45. 4. 22 THE JAPAN TIMES (3面)

Japan-U.S. Body Meets on Okinawa

The Japan-U.S. Consultative Committee on Okinawa held its 19th session here Tuesday to discuss the basic rules and guidelines for future operations of the preparatory committee for Okinawa's reversion to Japan in Naha City.

Foreign Minister Kiichi Aichi, Sadanori Yamanaka, director general of the Prime Minister's Office, U.S. Ambassador to Japan Armin H. Meyer and U.S. High Commissioner Lt. Gen. James B. Lampert "attended" the session at the Foreign Ministry.

They agreed that coordination and negotiation should be promoted among the Japanese and U.S. governments as well as the Ryukyu Government and other machinery concerned.

It was agreed that preparations for Okinawa's return should be made in parallel with the progress of diplomatic talks in Tokyo to conclude an agreement on Okinawa's reversion in accordance with the Japan-U.S. joint communique of November 1969.

昭 45. 4. 21 朝日新聞夕刊 (4面)

米軍の有効性維持

原則と指針決定 準備措置

日米協議委

昭 45.4.21 朝日新聞 夕刊 (乙面)

沖縄復帰準備の「原則と指針」

- れそれの反府代表を通じて相互に連絡する。

(2) 日本国政府の調査局が復帰に因襲する形的のために右の洋輔の米國書簡から的情報取扱室について解説する。

(3) 本節をよび由田義徳に依頼する要望を含む御遺稿体の非議球人が、復讐以前において、日本政府の醜態を露と指摘することを可能とするための効果的な方法を定めむ。

4 連絡室に会は、その任務を遂行するにあたり、同委員会の顧問である新潟政府行政官席の意見を十分考慮する。

5 連絡室に会は協議會に對し、意図した問題を曉してから活動に廻する報告を行つ。

復帰準備の原則と指針決定 （さく第19回日米協議委員会）

けさ第19回日米協議委



日米協議委員は日本側（左）、手前2人目から山中綏務長官、愛知外相、米国側（右）、手前2人目から、ランバート米高等弁務官、マイヤー駐日米大使（外務省）

（前略）
「一、陸軍機械部の出資を以て、先づ心地のあむ。

返還前に格差是正 沖縄県の設置を容易に

復帰準備委の作業

原則および指針に合意

について日米双方が合意した。この原則におひき指針はさるまに那詞に記載され、復帰準備委員会の任務の基本となるもので、(1)沖縄住民の意見と希望を十分考慮する(2)安

日米協議委員の意見考慮

明に今回の会合は階級の日本全国連盟で得失を負う」と規定する。機関を設立して初めてのもので、これを実現するには専業労働者会員の年会費が従事者を進めるにかかるる。そこで、山田内閣からなるが、また、山田内閣の重職用者に従事する組織のうちの支拂ひについても討議がなされた。一方ラムバーハンツ官務がほぼ千日ぶりに就任され、運営手続の簡略化が認められ、山中義教が、米からアマーリー駐日大使とオランダのランパート・ミエ高等官が出席、さだに監督を承る。併せて正式決定をなした日本政府の方方に回向度頗りになる。

則と指針全文
（京）第十六回日米協議後発
大綱作業並み各項指針
業務のための原則並む指針
は次のとおり。
本会の第九回の会合において
西政府は昭和十五年三月
一、要領外相並み二、
との間の交換を以て行
のためやむを得ず備考の今後
を定めるに付するの外の原則
1、この準備作業を行なうに
おおむねの復帰準備は日本、米国
のうちの復帰の主要局の間の調整は
調整されぬまでは協議を待てて行わ
る。昭和十四年九月一日
月十一日の佐藤首相とクラン
チーの間の共同声明で定め
られた點の総括のため東京にて
われらの外交交渉の進度をも摸擬す
る所である。この点は、
その後も確実に進行する所である。
②日本が復帰のための準備を進めて
ゆくに付するの外の原則
（京）第十六回日米協議後発
大綱作業並み各項指針
業務のための原則並む指針
は次のとおり。
本会の第九回の会合において
西政府は昭和十五年三月
一、要領外相並み二、
との間の交換を以て行
のためやむを得ず備考の今後
を定めるに付するの外の原則
1、この準備作業を行なうに
おおむねの復帰準備は日本、米国
のうちの復帰の主要局の間の調整は
調整されぬまでは協議を待てて行わ
る。昭和十四年九月一日
月十一日の佐藤首相とクラン
チーの間の共同声明で定め
られた點の総括のため東京にて
われらの外交交渉の進度をも摸擬す
る所である。この点は、
その後も確実に進行する所である。
②日本が復帰のための準備を進めて
ゆくに付するの外の原則

の開拓を考慮して、施政回復と前の中興との間に接するが、必ず社会的敵対性があることは正するに必要な位置を肯定する。

連する語取決めを復帰に当たつて
変更なしに沖縄に通用するための

2、上記1の措置は、協議委員会によつて事業

目的達成に全力

屋良主席

準間接「移行を検討

設防衛施厅勞務關係調查團派遣

[東京] 江戸に残る田舎語

事項をはじめ、当面の経営任務や
諸手続きの策定まで明示されたりする。
確実に会社は、この原則と指針
針立つより、じよぶと具体的活動
にならうとしたが、この中の
配慮すべき事項の第一番に「沖縄住民
民の観察と希望を十分に考慮し
て、住民の福祉および利益の向上
を図り、また社会、経済、産業の
各分野において、秩序と安定性の

琉球政府行政主導の意願を「不承認する」というたわれている。私は堅民を代表して、十分、意見述べ、新しい草がな沖縄原住民のためのスムーズな移行の手立て、準備調査会が十分な機能を発揮し、所期の目的が達せられたくよう全力を尽くした。

を確認した」と述べ。だが、本
士政府としては防衛施設庁の専門
官も加わって可能性をさぐるとい
うも明らかにしてくる。
これば、関係省庁による検討が
実際に運用事務を扱う防衛施設庁
の専門官をも含めることによって
かなり具体案をまとめていくある。
と表示するものと述べてくださり。
なが、防衛施設庁では施設中心

ンパート高等弁務官も加わって、繩の裏面用具に対する雇用形態の改善でかなり突っ込んだ討議を行なった。

その区別として、いま明らかにされていながら、「直接雇用」にかわる実行しきる雇用形態の実現のために、日本効率で彈力的に取り組む」との認識がなされたといふ。前回の話と合に比べ、日本ともに事務レベルでの検討が進展していくことを示しておき、「間接雇用」

る日本政府の配慮への認識がそれを表現された。

近いことが予想される。
この日の会合は「復帰準備委員会の原則と指針」で日本両政府が合意したあと、日本側から渡航制限の簡素化についてランパート両等両務官に説教を表し、米側から

卷之三

ついて、近く労務関係を中心とする賃金團の派遣準備をすこめておられ、正確な実情を調査した上で、「間接雇用に墜ちた形態」への移行なども予想されていく。



日本側(左)手前二人目から山中経務長官、愛知外相、米国側(右)手前ランパート米高等弁務官、マイヤー駐日米大使=外務省